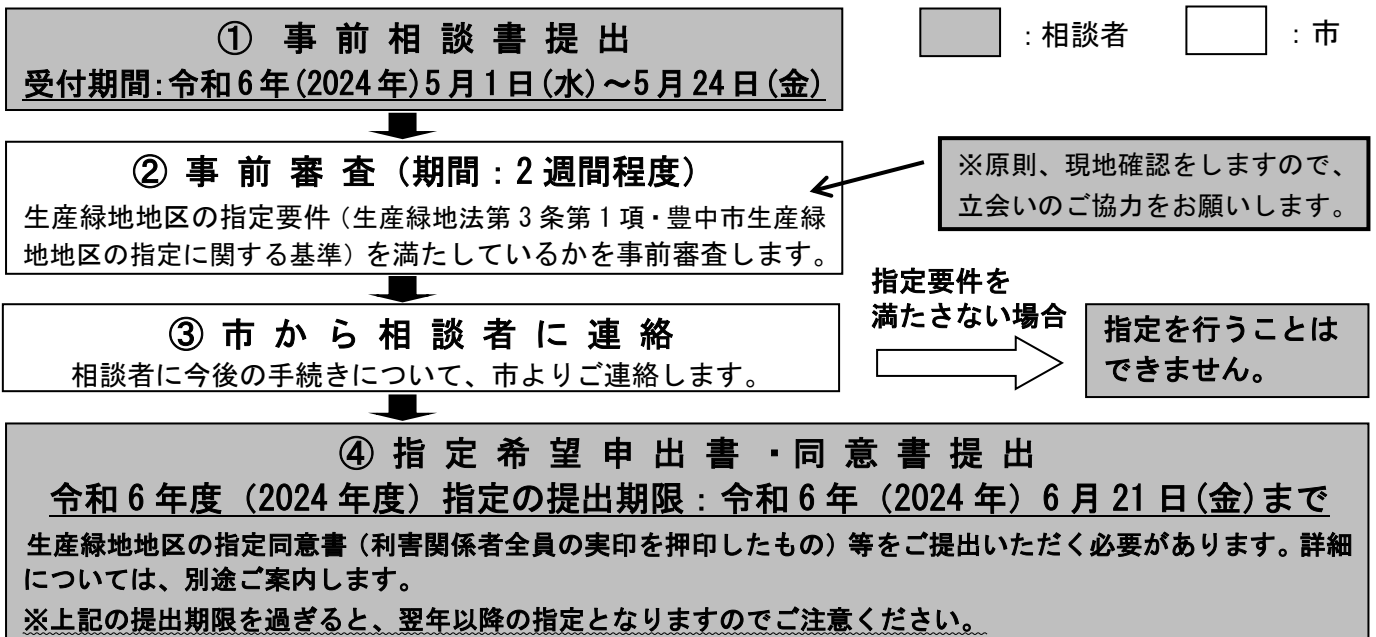


# 【令和6年度（2024年度）】生産緑地指定希望申出の事前相談受付について

生産緑地の新規指定（以下「追加指定」という。）にあたっては、指定希望申出の受付前に指定要件の事前審査を行うため、以下のとおり事前相談を実施します。追加指定を希望される方は、ご確認のうえご相談ください。

- （1）受付期間 令和6年（2024年）5月1日（水）～5月24日（金）（土日祝除く）  
※要事前予約。来庁前に下記の間合せ先にご連絡ください。  
※事前審査期間は2週間程度となりますので、今年度の指定をご希望の場合は、事前相談後に提出していただく申出書の提出期限（令和6年（2024年）6月21日（金））を考慮し、お早めにご相談ください。
- （2）受付時間 午前9時から午後5時まで
- （3）受付場所 豊中市役所 第2庁舎4階 都市計画課  
※電子メールでの受付をご希望の場合は、お早めに都市計画係までお問合せください。
- （4）対象者 農地の所有者（利害関係人の同意要）
- （5）提出書類（①～③、⑦、⑧の様式は市ホームページからダウンロードできます）
  - ① 生産緑地指定希望申出事前相談書  
[申出する区域（隣接する複数筆を申出される場合は全て含めた一団の区域（以下「申出区域」といいます。））ごとに作成してください。]
  - ② 現況説明書  
[申出区域ごとに作成してください。]
  - ③ 営農概要・計画書兼誓約書  
[申出区域ごとに作成してください。]
  - ④ 位置図  
[地形図又は住宅地図（農地の形状が分かるもの）に申出区域を赤線で囲んでください。]
  - ⑤ 申出区域の所有者及び面積が分かるもの（複数筆ある場合は筆ごとの面積が分かるもの）  
[全部事項証明書（登記簿謄本）、固定資産税・都市計画税課税明細書（納税通知書）、実測図 等]
  - ⑥ 申出区域の全景写真 [3ヶ月以内に撮影したもの。申出区域を赤線で囲んでください。]
  - ⑦ 委任状 [代理の方が手続きを行う場合のみ添付してください。]
  - ⑧ 個人情報等の提供および収集同意書 [申出区域ごとに作成してください。]
- （6）令和6年度（2024年度）の手続きの流れ



【問合せ・提出先】〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

豊中市都市計画推進部都市計画課 都市計画係 TEL 06-6858-2089、2090